

**医療法人社団 明生会 イムス札幌消化器中央総合病院**  
**指定訪問（指定介護予防）リハビリテーション事業所 運営規程**

（事業の目的）

第1条 医療法人社団 明生会が設置するイムス札幌消化器中央総合病院（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

（1）指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事により、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたっては、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

（2）利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

（3）事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

（4）事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（5）前4項のほか、指定訪問リハビリテーションにおいては、「札幌市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成27年条例第8号 第5章）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

指定介護予防訪問リハビリテーションにおいては、「札幌市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成27年条例第8号 17章）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名 称 イムス札幌消化器中央総合病院      2) 所在地 札幌市西区八軒2条西1丁目1番1号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 理学療法士3名 (常勤3名、非常勤0名)
- 作業療法士2名 (常勤2名、非常勤0名)
- 言語聴覚士1名 (常勤1名、非常勤0名)

従業者は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画〔介護予防訪問リハビリテーション計画〕に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 : 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日及び年末年始(12/30~1/3)を除く。
- (2) 営業時間 : 平日 午前8時30分~午後5時30分(サービス提供時間 午前9時~午後5時)  
土曜日 午前8時30分~午後12時30分(サービス提供時間 午前9時~午後12時)

(指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の内容)

第7条 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕
- (2) 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕は、通院が困難な利用者に対して、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕計画書を作成するとともに、訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。
- (3) 従業者は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

(指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の利用料等)

第8条

- (1) 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。

- (2) 指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)によるものとする。

- (3) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- 1) 2.5km未満 250円
- 2) 2.5km以上5.0km未満 500円
- 3) 5.0km以上7.0km未満 750円
- 4) 7.0km以上1,000円

- 4 前項に定める交通費の支払を受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に説明を行い、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、通常の事業の実施地域は、札幌市西区全域、手稲区・北区・中央区の一部とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条

(1) 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(2) 利用者に対する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(3) 利用者に対する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条

(1) 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

(2) 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(3) 本事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条

(1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- 1) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- 2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 3) 虐待防止委員会の開催

#### 4) 担当者の配置

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務計画に向けた取り組み)

第14条 事業所は、感染症や自然災害が発生した場合になっても、利用者が継続してサービス提供を受けられるよう、次の措置を講ずるものとする。

- 1) 感染症及び業災害等に係る業務継続計画の整備
- 2) 感染症及び災害等に係る従業者に対する研修の実施
- 3) 感染症及び災害等に係る委員会の実施
- 4) 担当者の配置

(身体拘束等の原則禁止)

第15条 事業所は、利用者の生命または身体を保護するための緊急やむをえない場合を除き、身体拘束は行いません。身体拘束を行う場合には、その様態およびその時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載します。

- 1) 身体拘束適正化のための研修の実施
- 2) 身体拘束適正化委員会の開催

(その他運営に関する重要事項)

第16条

(1) 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 1) 採用時研修 採用後3か月以内
- 2) 継続研修 年1回

(2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(3) 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(4) 事業所は、指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

(5) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 明生会 イムス札幌消化器中央総合病院が定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

平成27年11月13日 改訂

令和2年4月1日 改訂

令和3年4月1日 改訂

令和6年6月1日 改訂